20 持続可能な医療保険制度について

(財務省、厚生労働省)

【内容】

- (1)「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」において、国保の運営については、都道府県が担うことを基本とすることなどが示されたが、国保の見直しについては、財政上の構造的な問題を解決することが大前提であり、結論ありき、スケジュールありきで改革を進めることなく、地方と丁寧かつ継続的な議論を行うとともに、法案提出等の措置を講ずるものについては地方の合意を得ること。
- (2) 市町村国保の財政運営は危機的な状況にあり、社会保障・税一体 改革により市町村国保の財政基盤強化策として実施することが予 定されている2,200億円の公費の追加投入については、速やか に投入する必要があることから消費税8%引上げ時に実施すること。
- (3) 医療保険制度の改革に当たっては、国の財政責任を明確にした上で、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を早期に提示すること。

(背景)

平成25年10月15日に国会に提出された「持続可能な社会保障制度の確 立を図るための改革の推進に関する法律案」において、国保の運営について、 財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、 保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう都道府県・ 市町村で適切に役割分担するために必要な措置を講ずることとされた。

全国知事会は、本年8月21日に国保の財政上の構造的な問題を解決するこ とが、都道府県が市町村とともに責任を担うことの前提であり、単に保険者を 都道府県に移行するだけでは、国保の構造的な問題は解決しない旨の意見書を 発表し、また、10月15日に全国知事会社会保障常任委員会委員長名で国保 の見直しについては、地方と丁寧かつ継続的な議論を行い、地方の合意を得た ものについて法案提出等の措置を講ずるべきである旨の声明を発表している。

市町村国保は、高齢者や低所得者の加入割合が高いため、医療費に見合う保険料(税)収入の確保が困難であるという構造的な問題を抱えており、市町村は一 般会計からの法定外繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫している。 市町村国保の財政基盤強化策として示されている保険基盤安定制度及び保険 者支援制度の拡充については、消費税引上げによる財源を投入することとされ ているが、その実施時期については、税制抜本改革時とされているのみであり 不明確である。

さらに、財政基盤強化策として追加投入される金額は2,200億円とされているが、市町村国保財政における一般会計からの法定外繰入3,900億円、前年度繰上充用1,500億円、合わせて5,400億円もの赤字(平成23年度)を解消するにはほど遠いと言わざるを得ない。

「すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化」については、全国知事会 として、国の施策並びに予算に関する提案・要望等において主張し続けている ところである。

(参考

)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案 (抜粋)

(医療制度)

第四条

- 7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な 事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - 一 医療保険制度等の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項
 - イ 国民健康保険(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三条第 一項の規定により行われるものに限る。以下この項において同じ。)に対する財 政支援の拡充
 - ロ 国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関し、国民健康保険の保険料(地 方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含 む。以下この号及び次号において同じ。)の適正化等の取組を推進するとともに、 イに掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図 り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健 康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本と しつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市 町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割 を分担するために必要な方策
- 8 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずる ものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出す ることを目指すものとする。

市町村国保の運営状況

(平成 23 年度)

		国保		協会はたば	冲口石
		全国	愛知県	協会けんぽ	健保組合
被保険者	65~74 歳被保険者の割合	31.4%	32.2%	4.8%	2.5%
	無職者の割合	42.6%	41.0%	-	-
	年間所得 200 万円未満の割合	75.7%	70.0%	16.4%	6.0%
	(協会けんぽ・健発目合は終速階段の割合)				
	一人当たり医療給付費	30.9万円	28.8万円	15.9万円	14.2万円
財 政	保険料収納率	89.39%	91.71%	-	-
	一般会計からの法定外繰入	3,903 億円	232 億円	-	-
	前年度繰上充用	1,527 億円	13 億円		